

申告相談日程表

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁される人は、マスクの着用、手指の消毒などにご協力ください

●テラス沼田（4階）防災会議室 401・402
受付時間：午前9時～午後4時

日 程	対象地区	
2月	16日(火)	川田地区
	17日(水)	
	18日(木)	池田地区
	19日(金)	
	22日(月)	利南地区
	24日(水)	
3月	25日(木)	薄根地区
	26日(金)	
	1日(月)	東倉内町・西倉内町・柳町
	2日(火)	高橋場町
	3日(水)	材木町・桜町・上原町
	4日(木)	東原新町・西原新町
	5日(金)	上之町・馬喰町・中町・坊新田町・下之町・鍛冶町
	8日(月)	榛名町・清水町・薄根町
9日(火)～15日(月)	全地区未済者 ※大変混雑することが予想されます ※土・日曜日は除く	

※番号札は当日朝8時から申告会場前「市民ロビーぱるく」で配付
※車でお越しの場合、下之町（立体・平面）駐車場をご利用ください。料金は申告期間に限り無料。必ず申告相談会場で駐車券の無料手続きをしてください

●利根支所（2階）大集会室
受付時間：午前9時～午後4時

日 程	対象地区	
2月	16日(火)	小松・柿平・青木・砂川（八軒家を除く）・穴原（島古井を除く）・日向南郷・日影南郷・根利
	17日(水)	輪組・多那・石戸新田・二本松・砂川（八軒家）
	18日(木)	大原・穴原（島古井）・老神・園原
	19日(金)	千鳥・平川
	22日(月)	大楊・高戸谷
	24日(水)	追貝
	25日(木)	全地区未済者 ※大変混雑することが予想されます

●白沢支所（2階）保健指導室・営農指導相談室
受付時間：午前9時～午後4時

日 程	対象地区	
2月	26日(金)	高平1班～14班
3月	1日(月)	高平15班～23班・生枝
	2日(火)	岩室・尾合
	3日(水)	平出・下古語父
	4日(木)	上古語父1班～15班
	5日(金)	上古語父16班～37班
	8日(月)	全地区未済者 ※大変混雑することが予想されます

◆◆◆お願い◆◆◆

- 確定申告に源泉徴収票の添付が不要となりましたが、市役所での申告相談では源泉徴収票や控除証明書の提示が必要となりますので、忘れずにお持ちください
- 申告書は本人が記入して提出してください
- 代理人が提出する場合は「委任状」の提出が必要です
- 申告の際に、本人確認書類の原本の提示や写しの提出が必要となります
- 申告相談をする場合、事前に収入金額や経費などを集計しておいてください
- 医療費控除の申告をする場合、申告時間短縮のため、領収書を医療を受けた人、病院ごとに分けて集計しておいてください
- 申告期間中（2月16日～3月15日）は、職員が申告相談会場に出ているため、課税課窓口での申告相談は実施しません。申告書の受け取り（申告書提出箱への投函）のみになりますので、申告相談を希望する場合は、申告相談会場へお越しください
- 次の①～⑥は「沼田税務署」へ確定申告が必要です
 - ①譲渡所得（土地・株式など）
 - ②初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）
 - ③令和元年分以前の確定申告（修正申告、更正の請求を含む）
 - ④消費税の申告
 - ⑤青色申告
 - ⑥損失申告
- 確定申告に関すること（確定申告書の郵送請求など）は、沼田税務署（☎22-2131）へお問合せください

市県民税の申告はお早めに！！

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

問合せ 課税課市民税係 ☎内線 3012 ※申告期間中（2月16日（火）～3月15日（月））は職員が申告を受けていることから、後日折り返しの連絡となる場合があります
白沢支所生活係 ☎内線 7832
利根支所生活係 ☎内線 7929

申告が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、令和2年中の収入状況が、次のいずれかに該当する人です。

- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得（個人年金や報酬）などの収入があった人
- ② 給与収入があった人で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人

※勤務先へご確認ください

申告が不要な人

- ① 令和2年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
- ② 給与収入のみで、年末調整済の給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ③ 公的年金のみの収入で、控除の申告をしなくても非課税となる人

■申告書を自分で作成する人
申告書に次のものを添付の上、郵送または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。

申告書の提出方法

なお、申告書の内容に不明な点などがある場合は、後日内容の確認をさせていただく場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し
- ※通知カードの場合は、運転免許証など身元確認書類の写しも添付してください
- 医療費や生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

■申告会場で面談をして申告書を出す人
次のものを持参してください。

- 申告書
- 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード

※通知カードの場合は、運転免許証などの身元確認書類も持参してください

- 印鑑（認め印）
- 昨年中の収入が分かるもの

① 給与収入があった人は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など

② 営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など

③ 公的年金などの受給者は、

マイナンバーの確認

源泉徴収票
● 配偶者や扶養、事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの

● 医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

※申告書が配布されていない人のうち、申告が必要と思われる人は、課税課市民税係に問い合わせください

社会保障・税番号制度の開始に伴い、申告書などに個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

マイナンバーの提供を受けるときは、番号法により、本人確認が義務付けられているため、申告書などの受付時に番号確認（申告書などに記載された番号が正しいことの確認）と、身元確認（申告書などの提出者が正しい番号の持ち主であることの確認）を行います。

※確定申告の場合には、それぞれの確認書類の写しが必要となります

沼田税務署

確定申告相談 会場のご案内

開設期間 2月1日（月）～3月15日（月）（土・日曜日、祝日を除く）
※本年は還付申告に限り、2月15日（月）以前でも受け付けます

相談受け付け 午前8時30分～午後4時（午前9時相談開始）

※午後2時ごろまでに受け付けを済ませてください

会場 沼田税務署2階会議室

その他
○ 申告書の作成に時間が掛かりますので、お早めにお越しください

○ 混雑緩和のため、時間をずらしての来場をお願いすることもあります

○ e-Tax用のIDとパスワードをお持ちの人は、国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」から簡単に申告ができます

問合せ 沼田税務署 ☎22-2131（自動音声案内）